

山 監 査 第 5 8 号

令和元年（2019年）6月12日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成30年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【福祉部】

1 社会福祉課

[指摘事項 徴収事務について]

(債権管理関係)

対象者の台帳の納入通知書、督促状、催告書の発行年月日の各欄がほとんど空白である。これでは適正な不納欠損処分も行えないのではないかと憂慮される。

債権管理簿の整理については、H28年度にも指摘したことであるが、その際の措置として、H29年度より生活保護システムを利用して適切な処理を行うとのことであったが、進展がみられない。課全体の問題として取り組まれない。

[改善措置]

生活保護係の事務分担について、平成30年度までは査察指導員を2人体制として、そのうちの1人が兼務にて生活保護費の経理業務を行っていたため、生活保護費返還整理簿の管理が不十分であった。そのため、平成31年度からは査察指導員を1人として、経理担当者を1人専属とした事務分担に変更することにより適切な債権管理が行えるような組織体制とした。

また、債権管理マニュアルを作成することにより、適切な債権管理簿の整理に努めたい。